

写

28生産第1368号
平成28年11月9日

北海道農政部長 }
東北農政局生産部長 } 殿

(農林水産省※1) 生産局園芸作物課長

暴風雪による果樹等の被害防止に向けた技術指導の徹底について

気象庁の予報によれば、日本付近の発達した低気圧と冬型の気圧配置が強まる影響により、10日にかけて北日本では雪を伴った非常に強い風が吹いて大雪となるおそれがあります。

このため、今後の気象状況に十分留意するとともに農作物への影響軽減を図るため、「農業技術の基本指針」(平成28年改定)(平成28年3月31日公表)(http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_kihon_sisin/sisin28.html)を踏まえ、下記について貴局管内の県※2に対し、迅速かつ適切な技術指導の徹底を図られたい。

- 施行注意：1 ※1は、農政局宛ては除く
2 ※2は、北海道宛ては、「道内」とする

記

【果樹】

暴風雪対策

1. 事前の対策

強風に備えて事前に防風網や果樹棚支柱、マルチ資材、ハウス施設の点検・補修・補強を行っておくこと。また、倒伏しやすい樹体や枝は支柱により補強すること。収穫可能な果実はできる限り収穫しておくこと。その際、農薬散布から収穫までの経過日数に留意すること。

2. 被害拡大防止のための対策

安全が確保できる範囲で、樹園地を見回り、樹上の雪下ろしなどの除雪を行うこと。被害程度に応じて、折損した枝の修復や被害果の摘み取り及びせん定を実施するとともに、強風による倒伏や枝裂けが起こった場合には適切な処置を行うこと。

落下した果実については、農薬散布から収穫までの経過日数に留意し、必要に応じて低温保管、選別の徹底、早期出荷等に努めること。また、りんごについては、果汁のパツリン汚染を防止するため、土壌に触れた果実は、原則、果汁原料用には利用せず、やむを得ず利用する場合には、低温保管、早期利用、腐敗果の除去等に努めること。

【園芸用施設】

暴風対策

1. 事前の対策

(1) 強風に備えて事前に施設周辺の点検、排水路の清掃を行うこと。

(2) 強風に備えて、取り付け金具の緊張、抑えひもによる固定、妻面の補強等の防風対策に努めるとともに、飛来物による損傷を防止するために施設周辺の清掃、防風網の設置等に努めること。

2. 被害拡大防止のための対策

強風が収まった後は、速やかに施設、機器の点検を行い、補修や修理が必要な場合には適切な処置を行うこと。

雪害対策

一般社団法人日本施設園芸協会作成の「平成26年2月の大雪被害における施設園芸の被害要因と対策指針」(<http://www.jgha.com/files/houkokusho/26/yuki.pdf>以下、「指針」という。)を参考に、作業の安全確保と施設及び施設内作物の保護に万全を期されたい。

1. 事前の対策

(1) 谷樋など荷重が集中すると思われる部分を特に補強する。

(2) 基礎部が腐食している場合は、パイプの交換や補強資材により、強化を図る。

(3) 基礎の沈下を防ぐため、谷樋からのオーバーフロー防止対策を講じる。

等、施設の保守管理と構造強化に努めること。

2. 降雪直前からの対策

指針のチェックリストを活用して、保守管理を確認するとともに、積雪前に内部被覆を開放して融雪対策に努めること。

最新の気象情報による積雪深がハウスの耐雪強度を大きく上回る場合は、被覆資材を切断除去することで施設への積雪を防ぐこと。